

## 麻しん及び風しんに係る任意予防接種等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3の表麻しんの項第2号及び風しんの項第2号に規定する者に対する予防接種（以下「法定予防接種」という。）を受けていない者に対する麻しん及び風しんの発生及びまん延を予防するための任意のワクチン接種（以下「任意予防接種」という。）及び助成の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(任意予防接種の内容)

第2条 任意予防接種の内容は、麻しん風しん混合ワクチン（第2期）の接種とする。

(対象者)

第3条 任意予防接種の対象者は、予防接種を受ける日において本市に居住する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 法定予防接種を受けていない者

(任意予防接種の回数)

第4条 任意予防接種を受けることができる回数は、1回とする。

(任意予防接種の実施)

第5条 市長は、任意予防接種を市内の医療機関に委託して実施するものとする。

(手続等)

第6条 任意予防接種を受けようとする者の保護者は、麻しん及び風しん混合ワクチン（第2期）予診票に必要事項を記入の上、母子健康手帳を添えて、医療機関に提出するものとする。

(費用)

第7条 任意予防接種の費用は、無料とする。

(市外での予防接種)

第8条 任意予防接種の対象者が特別の事情により市外の医療機関で麻しん風しん混合ワクチン（第2期）の接種（以下この条において「助成対象予防接種」という。）を受けた場合は、その費用を助成するものとする。

2 助成の額は、予防接種の対象者が助成対象予防接種を受けるために要した費用の額又は第5条の規定による委託に係る委託契約における任意予防接種

の単価の額のいずれか少ない額に相当する額とする。

- 3 助成を受けようとする予防接種の対象者の保護者（以下「助成対象者」という。）は、市外の医療機関で助成対象予防接種を受ける前に、市長に対し、予防接種実施依頼書（以下「依頼書」という。）の交付を申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは依頼書を交付するものとする。
- 5 助成対象者は、助成受けようとするときは、予防接種費用助成申請書に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。
  - (1) 接種した医療機関の領収書（助成対象予防接種を受けたことが分かるものに限る。）
  - (2) 母子健康手帳の写し、予防接種済証その他予防接種の記録が記載されているもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 6 前項の規定による申請は、助成対象予防接種を受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 7 市長は、第5項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、助成を決定したときは、予防接種費用助成決定通知書により通知するものとする。  
（その他の事項）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。